

別添 1

7 市町村第 211 号
令和 7 年（2025 年） 5 月 19 日

総務省自治税務局市町村税課長 様

長野県企画振興部長

「長野県須坂市が返礼品として提供するシャインマスカットに係る産地名の
不適正表示について（回答）」の回答書等の追記及び訂正について（送付）

令和 7 年 3 月 11 日付け 6 市町村第 1026 号で回答した標記の件について、別添のとおり
須坂市から回答書等の追記及び訂正について依頼がありましたので送付します。

（問合せ先）

担 当 企画振興部市町村課税制係 小川、内川
電 話 026-235-7068
電子メール s-zeisei@pref.nagano.lg.jp

長野県企画振興部長 様

須坂市長 三木 正夫
（公印省略）

「長野県須坂市が返礼品として提供するシャインマスカットに係る産地名の不適正表示について（回答）」の回答書等の追記及び訂正について（依頼）

令和 7 年（2025 年）3 月 11 日付け 2024 政第 563 号で提出した「長野県須坂市が返礼品として提供するシャインマスカットに係る産地名の不適正表示について（回答）」の回答書、別紙 1 及び別紙 2（以下「回答書等」という。）において、記載内容に事実と異なる箇所及び市として事実認定できない箇所がありましたので、下記のとおり追記及び訂正をお願いいたします。

記

1 追記及び訂正の理由

令和 7 年 4 月 4 日に、株式会社日本グルメ市場（以下「グ社」という。）の仕入れ先である F 事業者から、回答書等に記載されている F 事業者に係る部分について削除要望等があり、須坂市（以下「市」という。）において、グ社代表に過去の発言の真意を確認するとともに、F 事業者の代表及び担当者の聞き取り調査を実施した結果、事実と異なる箇所及び市として事実認定できない箇所があるため、追記及び訂正が必要であると判断した。

2 F 事業者からの削除要望の内容

(1) 回答書の 1 (5)イ及びウ中の次の下線部分

イ 混在の原因は、仕入れ先の F 事業者が、シャインマスカットだったら何でもよいという認識でいたため。

ウ 令和 5 年 11 月の都城市のふるさと納税事業者による産地違反(ヒムカ食品)の事件で、西センターの混在の重大性を認識し、令和 6 年春に仕入れ先の F 事業者に産地偽装を止めるよう指示。令和 6 年は他県産の混在は生じていない。

(2) 回答書の 2 表中の次の下線部分

年	月日	対応
R6 年	12 月 12 日	グ社代表ほか社員 2 名が来庁し、政策推進課長及びふるさと納税推進係長が、令和 5 年に山形県産のシャインマスカットが混在していた報告を受ける。令和 4 年以前も山形県産が混在しており、5 年ほど前から事実気付いたが黙認していたとの報告

		もあり。 また、<u>グ社がF事業者との取引を中止し、令和7年以降は西センターでの梱包作業は行わず、東センターから一括して出荷を行うようにする</u>との報告もあった。
--	--	--

3 グ社代表とF事業者の聞き取り調査等の結果及び市の認識
別紙「調査結果報告書」のとおり。

4 訂正の内容
別紙「追記及び正誤表」のとおり。

5 その他

(1) 別紙「調査結果報告書」2(1)～(3)を踏まえ、F事業者を確認しないままグ社の説明をそのまま受け入れ、市としてF事業者を実名で記載したことは、適切でなかったとの判断に至ったため、本依頼文、別紙「調査結果報告書」及び「追記及び正誤表」、回答書等においてF事業者の実名を記載している部分については、他の事業者と同様にアルファベット表記としていただくようお願いいたします。

(2) 追記及び訂正した次の書類を提出します。

ア 回答書（追記及び訂正後）

イ 【別紙1】_経緯書（訂正後）

ウ 【別紙2】_4号類型調査報告（訂正後）

（問合せ先）

須坂市 総務部 政策推進課

課長 村石

TEL 026-248-9017（課直通）FAX 026-246-0750

E-mail : seisakusuishin@city.suzaka.lg.jp

調査結果報告書

1 調査方法

(1) グ社代表からの聞き取り調査

- ア 市役所でグ社代表からの聞き取り調査を実施（令和7年4月23日）。
- イ グ社代表からの聞き取り調査を電話で再度実施（令和7年5月1日）。

(2) F事業者代表及び担当者からの聞き取り調査等

- ア F事業者代理人の弁護士から提出されたF事業者担当者から聞き取った内容を記載した「報告書」を確認（令和7年4月24日）。
- イ F事業者代表及び担当者からの聞き取り調査をオンラインで実施（令和7年4月25日）。
- ウ F事業者代理人の弁護士を通して、F事業者担当者からの聞き取りを再度実施（令和7年5月19日）。

2 聞き取り等の結果及び市の認識

(1) 回答書の1(5)イ（「混在の原因は、仕入れ先のF事業者が、シャインマスカットだったら何でもよいという認識でいたため。」）について

ア グ社代表からの聞き取り内容

- ① F事業者の現場では、返礼品の地場産品基準が厳しくなった2019年以降になっても、地場産品基準が厳しくなかった頃の考えが残っていたのではと思うという意味で言ったものであり、混在の原因は、F事業者であるとまでは言っていない。
- ② F事業者との発注は、電話でやり取りしており、書面で発注書を取り交わしていなかった。また、ふるさと納税の細かいルールもしっかり書面で伝えていなかった。

イ F事業者代理人の弁護士から提出された報告書の内容

- ① F事業者がグ社とシャインマスカットの取引を開始する際、グ社代表から「産地は、できれば長野県産を中心にしてもらいたい。」との依頼があったが、F事業者担当者が「当社の取扱量からすると長野県産だけでは希望の量は調達できない。山形県産等もあわせれば、おおよそ希望の量は用意できると思う。」と説明すると、グ社代表は「品質が同等であればそれで構わない。」と返答しており、シャインマスカットの産地について限定をしていなかった。
- ② その後の個別の発注の際には、グ社の代表などと電話で、入荷量等に応じて発注しているが、産地の限定はなかった。また、この際、卸売業の商慣習のとおり、発注書や受注書等の取り交わしはしていない。
- ③ F事業者は、出荷者等から送付を受けたままの状態でグ社に引き渡ししており、グ社は、山形県産などと表示されたシャインマスカットについても特段異議なく引き渡しを受けている。また、請求書には、山形県産であれば山形県産と明記しており、グ社は請求書に対して、特段の異議を述べることなく、請求のとおり支払っている。

ウ 両者からの聞き取り等を踏まえた市の認識

両者の発言等を踏まえれば、産地偽装を行ったのは、シャインマスカットの産地を認識しながら、須坂市産に、他県産や県内他市産を混入させたグ社であるという認識に至ったため、記載は不適切であると判断した。

(2) 回答書の1(5)ウ(「令和6年春に仕入先のF事業者に産地偽装を止めるよう指示。」)について

ア グ社代表からの聞き取り内容

F事業者の担当者に、ふるさと納税をやっているので、ほかの産地のものを納品することは止めてくれという意味で言ったものであり、F事業者に産地偽装を止めてくれとは言っていない。

イ F事業者からの聞き取り内容

F事業者の担当者は、「グ社代表から、令和6年春に他自治体のふるさと納税の産地違反を受けて、F事業者に対し、止めてくれといった旨の指示があったか」との質問や、「ふるさと納税をやっているので、ほかの産地のものを納品することは止めてくれと言われたか」との質問に対しては、その事実はないと証言している。但し、令和6年8月か9月頃に、グ社代表から、「今年は山形県産はいらない」と言われたので、同年については、山形県産は納品していないと証言している。

ウ 両者からの聞き取りを踏まえた市の認識

両者の発言内容が異なるため、令和6年に、グ社からF事業者に対して具体的にどのような指示があったかどうか、市として事実認定ができなかった。

なお、3月7日にグ社代表から聞き取り調査した記録を市として精査した結果、グ社代表は「産地偽装を止めてくれと言った」とまで発言していなかったため、記載のうち「令和6年春に仕入先のF事業者に産地偽装を止めるよう指示。」の部分については、不適切であると判断した。

(3) 回答書の2(「グ社がF事業者との取引を中止し、」)について

ア グ社代表からの聞き取り内容

西センターからの返礼品発送はしないという意味で言ったものであり、F事業者に取引を中止するとは伝えていない。

イ F事業者からの聞き取り内容

F事業者の担当者は、グ社から取引を中止する旨の連絡は受けていないと証言している。

ウ 両者からの聞き取りを踏まえた市の認識

両者の発言内容が一致しており、グ社からF事業者に対して取引を中止する旨の連絡をしていないことについて、市として事実であると認定した。そのため、回答書中当該部分については削除すべきであると判断した。

追記及び正誤表

1 回答書 1 (5)イ及びウ

〈現行〉

イ 混在の原因は、仕入れ先のF事業者が、シャインマスカットだったら何でもよいという認識でいたため。

ウ 令和5年11月の都城市のふるさと納税事業者による産地違反(ヒムカ食品)の事件で、西センターの混在の重大性を認識し、令和6年春に仕入れ先のF事業者に産地偽装を止めるよう指示。令和6年は他県産の混在は生じていない。

〈追記後〉

~~イ 混在の原因は、仕入れ先のF事業者が、シャインマスカットだったら何でもよいという認識でいたため。~~

~~ウ 令和5年11月の都城市のふるさと納税事業者による産地違反(ヒムカ食品)の事件で、西センターの混在の重大性を認識し、令和6年春に仕入れ先のF事業者に産地偽装を止めるよう指示。令和6年は他県産の混在は生じていない。~~

【令和7年5月19日追記】

上記削除の理由は次のとおり。

1 (5)イ及びウに関して、令和7年4月23日及び5月1日にグ社から、4月25日及び5月19日にF事業者から改めて聞取りを行った。また、4月24日にF事業者代理人の弁護士から、報告書（F事業者担当者から聞き取った内容）の提出があった。

聞取り等の内容及び市の認識は次のとおり。

(ア) グ社代表からの聞取り内容

- ① 1 (5)イの発言については、F事業者の現場では、返礼品の地場産品基準が厳しくなった2019年以降になっても、地場産品基準が厳しくなかった頃の考えが残っていたのではと思うという意味で言ったものであり、混在の原因は、F事業者であるとまでは言っていない。また、F事業者との発注は、電話でやり取りしており、書面で発注書を取り交わしていなかった。
- ② 1 (5)ウの発言については、F事業者の担当者に、ふるさと納税をやっているの、ほかの産地のものを納品することは止めてくれという意味で言ったものであり、F事業者に産地偽装を止めてくれとは言っていない。

(イ) F事業者代表及び担当者からの聞取り及び報告書の内容

- ① 1 (5)イについて、F事業者は、出荷者等から送付を受けたままの状態グ社に引き渡ししており、グ社は、山形県産など表示されたシャインマスカットについても特段異議なく引き渡しを受けている。また、請求書には、山形県産であれば山形県産と明記しており、グ社は請求書に対して、特段の異議を述べることなく、請求のとおり支払っている。

- ② 1(5)ウについて、F事業者の担当者は、「グ社代表から、令和6年春に他自治体のふるさと納税の産地違反を受けて、F事業者に対し、止めてくれといった旨の指示があったか」との質問や、「ふるさと納税をやっているのに、ほかの産地のものを納品することは止めてくれと言われたか」との質問に対しては、その事実はないと証言している。但し、令和6年8月か9月頃に、グ社代表から、「今年は山形県産はいらない」と言われたので、同年については、山形県産は納品していないと証言している。

(ウ) 市の認識

- ① 1(5)イについて、両者の発言等を踏まえれば、産地偽装を行ったのは、シャインマスカットの産地を認識しながら、須坂市産に、他県産や県内他市産を混入させたグ社であるという認識に至ったため、記載は不適切であると判断した。
- ② 1(5)ウについて、両者の発言内容が異なるため、令和6年に、グ社からF事業者に対して具体的にどのような指示があったかどうか、市として事実認定ができなかった。

なお、3月7日にグ社代表から聞き取り調査した記録を市として精査した結果、グ社代表は「産地偽装を止めてくれと言った」とまで発言していなかったため、記載のうち「令和6年春に仕入先のF事業者に産地偽装を止めるよう指示。」の部分については、不適切であると判断した。

2 回答書2の表

〈誤〉

年	月日	対応
R6 年	12 月 12 日	グ社代表ほか社員2名が来庁し、政策推進課長及びふるさと納税推進係長が、令和5年に山形県産のシャインマスカットが混在していた報告を受ける。令和4年以前も山形県産が混在しており、5年ほど前から事実気付いたが黙認していたとの報告もあり。 また、 <u>グ社がF事業者との取引を中止し、令和7年以降は西センターでの梱包作業は行わず、東センターから一括して出荷を行うようにする</u> との報告もあった。

〈正〉

年	月日	対応
R6 年	12 月 12 日	グ社代表ほか社員2名が来庁し、政策推進課長及びふるさと納税推進係長が、令和5年に山形県産のシャインマスカットが混在していた報告を受ける。令和4年以前も山形県産が混在しており、5年ほど前から事実気付いたが黙認していたとの報告もあり。 また、 <u>令和7年以降は西センターでの梱包作業は行わず、東センターから一括して出荷</u>

		を行うようにするとの報告もあった。
--	--	-------------------

3 【別紙1】_経緯書の表

〈誤〉

月日	内容
R6 年 12 月 12 日	グ社代表ほか 2 名来庁 (3) <u>グ社がF事業者との取引を中止し、令和7年以降は西センター</u>での梱包作業は行わず、東日本出荷センター（長野営業所）から一括して出荷を行うようにするとの報告もあった。

〈正〉

月日	内容
R6 年 12 月 12 日	グ社代表ほか 2 名来庁 (3) _____令和7年以降は西センターでの梱包作業は行わず、東日本出荷センター（長野営業所）から一括して出荷を行うようにするとの報告もあった。

4 【別紙2】_4号類型調査報告3ページ株式会社日本グルメ市場 長野営業所（東日本出荷センター）の②について

〈誤〉

E 事業者、F 事業者（当該事業者名）、市内生産農家（2 件）

〈正〉

E 事業者、F 事業者、市内生産農家（2 件）